

皇室典範等の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

1 皇族の養子に関する事項に係る皇室典範の改正規定を削る。

(第一条のうち皇室典範第九条、第十五条及び第六章関係)

2 次に掲げる法律の改正規定を削り、これに伴い題名を「皇室典範及び皇室経済法の一部を改正する法律」に改める。

① 皇族の身分を離れた者及び皇族となつた者の戸籍に関する法律

② 住民基本台帳法

(題名並びに第三条及び第四条関係)

3 内親王又は女王が天皇及び皇族以外の男子と婚姻した場合において当該男子及び当該内親王又は女王の直系卑属が皇族の身分を有することとするかどうかについては、この法律の公布後速やかに検討が行われ、この法律の施行の日までに、その結果に基づいて必要な関係法律の整備が行われるものとする旨の規定を追加する。

(修正後の附則第五条関係)

4 その他

(1) 施行期日を「公布の日から起算して三月を経過した日」から「公布の日から起算して一年を経過した日」に改める。

(附則第一条関係)

(2) 附則第六条の見直し規定のうち、同条第一項の規定により検討が加えられるに当たって、皇族の数の確保の状況等を勘案し、必要があると認められるときは三十年ごとに見直しが行われるものとする旨の規定を削る。

(修正前の附則第六条第二項関係)

(3) その他所要の規定の整備を行う。